

「新規業務の認可申請について」に対する意見(考え方)

～ かんぽ生命保険の引受基準緩和型商品及び先進医療特約の創設 ～

2018年12月3日
全国生命保険労働組合連合会
(生保労連)

1. 今般の「新規業務の認可申請」の概要と生保労連の受け止め

「新規業務の認可申請」の概要

引受基準緩和型商品の創設

- 引受基準を緩和し、保障内容を変更した以下の商品の引受け
 - ・普通終身保険 ・特別終身保険
 - ・普通養老保険 ・総合医療特約
- 主な保障内容
 - 〈死亡保険金の支払額〉
 - ・契約日から起算して1年以内に死亡した場合、基準保険金額の50%に相当する金額
 - 〈入院保険金等の支払額〉
 - ・契約日から起算して1年以内に支払事由が発生した場合、特約基準保険金額を50%に削減して計算した金額

先進医療特約の創設

- 先進医療特約の引受け
- 主な保障内容
 - ・被保険者が公的医療保険制度における先進医療による療養を受けたときに、先進医療にかかる技術料と同額を支払う。
 - ・なお、先進医療にかかる技術料が1万円未満の場合は1万円を支払う。

生保労連としての受け止め

- 上記2つの商品については、「かんぽ生命と民間会社との公平・公正な競争条件の確保」および「生命保険事業の健全な発展」の観点から、いずれも認可すべきではない。

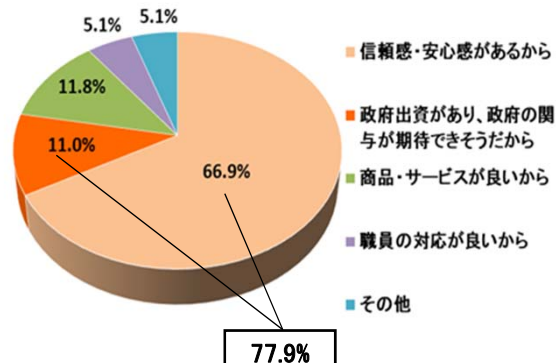
2. 「公平・公正な競争条件の確保」の観点から①

現 状

- 未だかんぽ生命の大半の株式を政府が実質的に保有
- 株式の完全売却に向けた具体的な計画も未だ示されていない状況

<「郵政改革に関する国民意識調査」(2015年3月・生保労連実施)より>

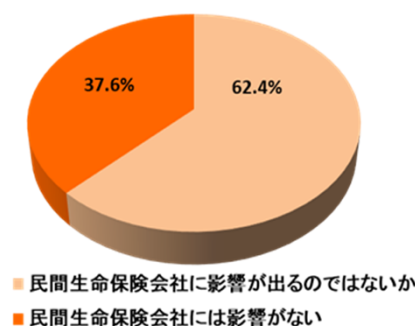
・「かんぽ生命」への加入理由として、「信頼感・安心感があるから」「政府出資があり政府の関与が期待できそうだから」を挙げた方を合わせると約8割



・「株式を完全売却しなければ、民間生命保険会社と同等ではない」との回答者は、「株式を50%以上売却すれば、同等と感じる」との回答者の約2.8倍



・「政府の間接出資を残したままでの業務範囲の拡大」について、民間生命保険会社に「影響が出るのではないかと」の回答者が「影響がない」との回答者の約1.7倍



◎かんぽ生命と民間会社との間の公平・公正な競争条件が確保されていない

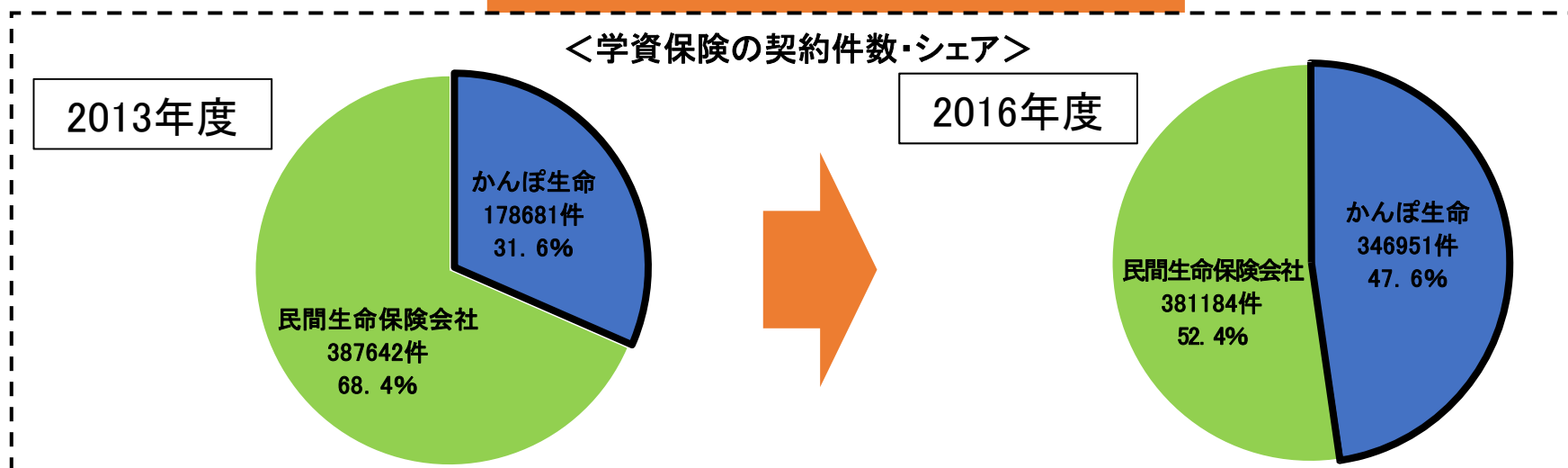
◎まずは政府関与(出資)の解消をはかることが先決であり、少なくともかんぽ生命株式の完全売却の道筋を明確に示すことが必要

(現行法では、「日本郵政が保有するかんぽ生命の株式は、その全てを処分することを目指し、できる限り早期に処分」とされているが、郵政民営化スタート時において、2017年9月30日迄に完全売却することとされていた経緯等に照らしても、その歩みが遅いことは明白)

2. 「公平・公正な競争条件の確保」の観点から②

現 状

○2014年4月に改定された学資保険の販売シェアは、改定前の2013年度の31.6%から、2014年度には65.8%と大幅に進展、2016年度においても47.6%と引き続き圧倒的である。



◎民間会社からも内容的に勝るとも劣らない新商品が発売される中で、かんぽ生命の大幅なシェア拡大がなされている実態は、一般消費者のかんぽ生命に対する絶大な信頼感、すなわち「暗黙の政府保証がある」との誤解を払拭できておらず、公平・公正な競争条件が確保されていないことの証左である。

◎今般の「新規業務の認可申請」が認められることとなれば、引受基準緩和型商品および先進医療特約についても同様の事象が発生する懸念が大きい。

2. 「公平・公正な競争条件の確保」の観点から③

現 状

○生保労連には、一般消費者に「暗黙の政府保証が存在する」との誤解があることを窺わせるお客さまの声が、組合員を通じて多数寄せられている。

＜組合員を通じて寄せられている代表的な事例＞

- ・企業訪問していた時に、かんぽ生命は民間生保より安心して信頼できると言われた。
- ・お客さまから「かんぽ生命は国がついてるから安心」と言われた。
- ・ある会社社長から、「かんぽ生命は政府出資があるため破綻することはないので、一般民間生保には加入しない」と言われた。
- ・お客さまから、「かんぽ生命の職員さんに、当社は国の出資があるから絶対に破綻しない」と言われた、という話を聞いた。

◎郵政民営化委員会の「所見」にて指摘されているとおり、すべての関係者が一般消費者の誤解を払拭することが望まれる中、10年以上の歳月を経てもなお、その歩みはまったく進んでいない。

◎こうした状況にあるにもかかわらず、今般の引受基準緩和型商品及び先進医療特約の創設が認められることとなれば、「民業圧迫」に繋がることは明らかであり、「公平・公正な競争条件の確保」の観点から、明らかに問題がある。

3. 「生命保険事業の健全な発展」の観点から

○今般の「新規業務の認可申請」があった商品は、お客さまにとって、いずれも理解しづらい仕組み・特性を持っている。

(例)

- ・引受基準緩和型商品については、加入後、保険金の支払額が一定期間削減される。
- ・先進医療の各技術は、実施件数が増えなければ認定が取り下げられる可能性がある。また先進医療を受けられる医療機関が限定される。

○こうしたことから、お客さまや社会からの信頼や評価を確保するためには、十分かつ適切な募集・管理態勢を確立することが前提である。

＜募集・管理態勢のポイント＞

- 現行の終身保険や総合医療特約以上に、次のような対応が求められる。
 - ・募集時におけるお客さまへのよりきめ細かい丁寧な説明とより高度なコンサルティング
 - ・保険金の支払時における適切な対応

- ◎健康状態があまり良好でない者が加入できる引受基準緩和型商品では、態勢整備が不十分な中で拡販すると、保険金支払いをめぐるトラブルが多く発生する懸念がある。
- ◎また、先進医療特約については、先進医療の認定の取り下げが、一定期間が経過した後に判明するため、問題事例が長期間にわたり潜在化する懸念がある。
- ◎調査審議に際しては、「公平・公正な競争条件の確保」の観点に加え、仮に新商品が創設されとなった場合、十分かつ適切な態勢整備がはかられているかどうかの慎重な確認が必要

4. 生保労連の意見(まとめ)

「公平・公正な競争条件の確保」の観点から

- ◎郵政民営化にあたっては、民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大を認めるべきではない。
- ◎まずは政府関与(出資)の解消をはかることが先決である。かんぽ生命株式の大半を政府が実質的に保有し、また、株式の完全売却に向けた具体的な計画も示されていない現状において、今般の「新規業務の認可申請」については、「公平・公正な競争条件の確保」の観点から、いずれも認可すべきではない。

「生命保険事業の健全な発展」の観点から

- ◎今般の「新規業務の認可申請」は、それらにかかる十分かつ適切な募集・管理態勢の整備等をはかることが前提であり、「生命保険事業の健全な発展」の観点から、当該整備状況等を慎重に確認する必要がある。

5. 結びにあたって

- ◎生保労連は、「公平・公正な競争条件の確保」を大前提にお互いに切磋琢磨する中で、「生命保険事業の健全な発展」により一層、寄与していきたいと考えている。
- ◎ただし、公平・公正な競争条件の確保がはかられていない現状下において、新規業務等が認められることにより、民間生保会社で働く者の雇用や生活に悪影響が及ぶことは、生保産業唯一の産業別労働組合として断固認めることはできない。
- ◎かかる認識からも、今般の「新規業務の認可申請について」は、いずれも認可すべきではないと考える。
- ◎貴委員会において慎重かつ十分な審議・検討が行われることを、切に要望する。